

宜野湾市 介護予防・生活支援サービス事業

通所型サービス A（委託型）募集要領

本要領は、宜野湾市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス A（委託型）の受託事業者募集にあたっての必要な事項を定めるものとする。

1. 委託内容

事業所の空き時間等を活用した、運動等、身体機能の向上に特化した通所型の自立支援サービスの実施。

2. 応募資格

当該事業を円滑適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宜野湾市内に事業所を有し、又は事業実施場所を有している団体。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
特に、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 1 号～第 5 号の基準を遵守すること。
 - ・従業者の清潔保持と健康状態の管理
 - ・従事者又は従事者であった者の秘密保持
 - ・事故発生時の対応
 - ・廃止又は休止の届出とその際の利用者に対する便宜の提供
- (3) 仕様書に定める人員、設備及び運営に関する基準を満たし、サービスの提供ができること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生及び再生手続中でないこと。
- (6) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

3. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

- ① 宜野湾市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス A（委託型）における応募申請書（様式第 1 号）
- ② 宜野湾市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス A（委託型）実施企画書（様式第 2 号）
- ③ 誓約書（様式第 3 号）
- ④ 納税証明書（市税について滞納がないことがわかる証明書）
- ⑤ 定款
- ⑥ 従事者について、資格証の写し
- ⑦ 通所介護等の指定事業者については、指定を受けている事業内容が分かる資料（介護保険事業所番号、事業所の面積、利用者数、従事者数、加算の内容が分かるもの。新たに作成する必要はなく、指定権者へ提出した書類の写しで構いません。）

(2) 応募書類等の提出期間等

①提出期間

随時 ※ただし、必要なサービス数に達し次第、募集を締め切ることがあります（令和 5 年度の募集については締め切りました。）。

②提出方法

直接、介護長寿課窓口へ持参（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間に持参するものとする。）

③提出先

「8. 問合せ先」のとおり

4. 委託金額及び利用料の徴収について

一人あたり3,650円/回(送迎込・非課税)とし、利用者の利用実績に応じた事業費を支払うこととする。

また、委託金額の1割(一定以上の所得のある方は2割)の利用料を委託事業者で徴収し、徴収した利用料は市の請求により指定された銀行で納付すること。

5. 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募をただちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6. その他応募に関する留意事項

- (1) 必要に応じて、応募者に対して説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募期間に必要な書類が揃わなかった場合は、応募が無かったものとして取り扱います。
- (4) 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は原則認められません。
- (5) 提出された応募書類は、審査目的以外には応募者に無断で使用しません。
- (6) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際の事業実施後で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合は委託契約を解除します。

7. 問合せ先

宜野湾市 健康推進部 介護長寿課 長寿支援係
〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
TEL 098-893-4411 (内線 4132)